

第12回壬生町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年6月20日(水) 午前10時00分から午前11時39分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 3番 早乙女 誠
委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子
6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝
4. 参集推進委員 2人
石井隆二推進委員、大橋公一推進委員
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 会議書記の指名
第3 会務報告について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
議案第4号 壬生町農業振興地域整備計画変更の件について
議案第5号 新規就農認定の件について
議案第6号 壬生町農用地利用集積計画の件について
報告第1号 非農地証明願いの件について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 若林俊彦、主幹兼農地調整係長 堀靖久、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
7. 会議の概要
○議長 ただ今から、平成30年度第12回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
出席委員10名で、定足数に達しており、総会は成立いたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長 それでは、3番 早乙女誠 委員、4番 篠原正明 委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の堀主幹と岡局長補佐を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。

○事務局長 会務報告を申し上げます。議案書1～2ページをご覧ください。
5月17日(木)、下都賀地方農業振興協議会総会が県農業共済組合県南支所において開催され、梁島源智会長と私が出席いたしました。
5月22日(火)、農業・農村男女共同参画研修会が県総合文化センターにおいて開催され、梁島源智会長、大橋幸子農業委員、中川久枝農業委員、木野内佳代子推進委員が出席いたしました。
5月25日(金)、JA下野総代会が栃木市ニューアプロニーにおいて開催され、梁島源智会長が出席いたしました。

5月28日(月)、第8回壬生町庁舎建設委員会が役場正庁において開催され、梁島源智会長が出席いたしました。

5月30日(水)、全国農業委員会会長大会が東京都文京シビックホールにおいて開催され、早乙女誠職務代理と私が出席いたしました。

6月13日(水)、第1回市町農業委員会会長・事務局長会議がとちぎアグリプラザにおいて開催され、梁島源智会長と私が出席いたしました。

6月13日(水)、新規就農認定審査会が役場ひばり館Aにおいて開催され、梁島源智会長、早乙女誠職務代理、琴寄成人農業委員、刀川正己農業委員、清水利通農業委員、事務局から私と堀主幹が出席いたしました。

6月15日(金)、農地法第5条申請に伴う現地調査委員会が、役場第3会議室及び現地において開催され、琴寄成人農業委員、刀川正己農業委員、早乙女誠職務代理、事務局から私と堀主幹が出席いたしました。

6月15日(金)、農振除外現地調査委員会が、役場第3会議室及び現地において開催され、梁島源智会長、早乙女誠職務代理、大橋好一農業委員、大橋幸子農業委員、中川久枝農業委員、事務局から私と堀主幹、農政課から人見主幹と東川主査が出席いたしました。

以上です。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(質問意見なし)

○議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

事務局より一括議案の説明と朗読をいたさせます。

○事務局(堀主幹兼農地調整係長)

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の件につきましてご説明いたします。

6月5日(火)締切の時点で、農地法第3条の規定による許可申請は4件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：譲渡人_____氏(本郷)、譲受人_____氏(上町)

土地の表示 大字上稲葉 田 1筆 743㎡

交換による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人

第2項：譲渡人_____氏(上町)、譲受人_____氏(本郷)

土地の表示 大字上稲葉 田 1筆 624㎡

交換による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働3人

第3項：譲渡人_____氏(助谷2)、譲受人_____氏(助谷2)

土地の表示 大字助谷 畑 1筆 2,239㎡

贈与による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働1人

第4項：譲渡人_____氏(原坪)、譲受人_____氏(原坪)

土地の表示 大字下稲葉 畑 3筆 田 6筆 合計8,464㎡

使用貸借権の設定、譲受人の稼働力 稼働1人

なお、第1項から第4項案件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしております。

以上、説明といたします。

○議長　それでは、第1項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに
補足説明をお願いいたします。

○議長　1番　琴寄成人　委員

○1番　琴寄成人　委員
農地法第3条の規定による許可申請の第1項案件についてご報告いたします。
去る6月17日に譲受人伊藤博氏立ち会いのもと、私と青木幸一推進委員で現地
確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、
いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長　ありがとうございました。
それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のあ
る方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原
案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長　全員賛成ですので、議案第1号第1項は原案のとおり決定いたしました。

○議長　続いて、第2項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに
補足説明をお願いいたします。

○議長　1番　琴寄成人　委員

○1番　琴寄成人　委員
農地法第3条の規定による許可申請の第2項案件についてご報告いたします。
去る6月17日に譲渡人_____氏立ち会いのもと、私と青木幸一推進委員で現地確
認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、
いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長　ありがとうございました。
それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のあ
る方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原
案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は原案のとおり決定いたしました。
- 議長 続いて、第3項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
- 議長 9番 中川久枝 委員
- 9番 中川久枝 委員
農地法第3条の規定による許可申請の第3項案件についてご報告いたします。
去る6月11日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と糸川喜幸推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- (質問意見なし)
- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は原案のとおり決定いたしました。
- 議長 続いて、第4項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
- 議長 1番 琴寄成人 委員
- 1番 琴寄成人 委員
農地法第3条の規定による許可申請の第4項案件についてご報告いたします。
去る6月13日に借人_____氏立ち会いのもと、私と中嶋幸平推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- 議長 2番 刀川正己 委員
- 2番 刀川正己 委員
親子間の設定なのですか。

○事務局（岡局長補佐兼庶務係長）

経営移譲年金関係で期間が満了したので、再設定しました。

○議長 他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局（堀主幹兼農地調整係長）

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件につきまして、ご説明いたします。

6月5日（火）締切の時点で、農地法第5条の規定による許可申請は5件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：譲渡人_____氏（第3）

賃借人（株）_____ 代表取締役_____氏（日光市）

土地の表示 大字壬生甲・乙 畑 5筆 合計1,543.30㎡

太陽光発電設備敷地のための所有権移転

第2項：貸人_____氏（国谷1-2）

借人_____氏（小山市）

土地の表示 大字国谷 畑 1筆 499㎡

住宅敷地のための使用貸借権設定20年

第3項：賃貸人_____氏（国谷3）

賃借人（有）_____ 代表取締役_____氏（宇都宮市）

土地の表示 大字国谷 畑 1筆 2,618㎡

園芸用土採取のための賃借権設定1年

第4項：賃貸人_____氏（上田2）

賃借人（株）_____ 代表取締役_____氏（栃木市）

土地の表示 大字上田 畑 2筆 合計1,388㎡

資材置場のための賃借権設定1年

第5項：貸人_____氏（原坪）

借人_____氏（原坪）

土地の表示 大字下稻葉 畑 2筆 合計1,246㎡

太陽光発電設備敷地のための使用貸借権設定20年

詳細は議案書のとおりです。以上

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る6月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の3番 早乙女誠 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○3番 早乙女誠 委員

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、6月15日（金）に私と琴寄成人委員、刀川正己委員、若林俊彦事務局長、堀靖久主幹の5名で調査いたしました。

最初に農地法第5条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は第二種農地です。農地法第4条第

6項本文・第2号に該当せず、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○3番 早乙女誠 委員
次に第2項案件についてご報告します。
詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、農振農用地であります。分家住宅であり農振除外の適回答通知も添付されていることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第2号第3項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○3番 早乙女誠 委員
次に第3項案件についてご報告します。
詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、農振農用地であります。不許可の例外である農地法施行令第4条第1項第2号ハに該当する園芸用土の採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ。また、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第2号第4項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○3番 早乙女誠 委員

次に第4項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、農振農用地であります。太陽光発電設備設置のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 6番 清水利通 委員

○6番 清水利通 委員

太陽光発電設備の方は、農地転用済みなのですか。

○事務局 (堀主幹兼農地調整係長)

太陽光発電設備の方は、山林であります。

○議長 他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第2号第5項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○3番 早乙女誠 委員

次に第5項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、第二種農地であります。農地法第4条第6項本文・第2号該当せず、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局（堀主幹兼農地調整係長）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、ご説明いたします。

6月5日（火）締切の時点で、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件については1件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：賃貸人_____氏（東原）

賃借人_____氏（鹿沼市）

土地の表示 大字福和田 田 1筆 1,082.40㎡

許可日が、当初平成29年6月29日付、壬農委指令第5-69号で、許可期間が、平成29年6月29日～平成30年6月28日まで、園芸用土採取、賃借権の設定、平成31年6月28日まで許可期間を延長する申請です。

以上です。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る6月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、3番 早乙女誠 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○3番 早乙女誠 委員

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ6月15日（金）に同じメンバーで調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請第1項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、鹿沼土の品質が想定していたものより低く、販売先に計画通り受け入れてもらえなかったことと併せ、埋戻し用の建設残土が思うように手配できず、予定通りに表土を戻し農地を復元させるまでに至らないため、平成31年6月28日まで期間延長をするものであり、事業計画変更承認基準に該当しており、防護柵の設置の徹底、早急な埋め戻しの実施等を厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、現地調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第5の議案第4号「壬生町農業振興地域整備計画変更の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局 (堀主幹兼農地調整係長)

議案第4号 壬生町農業振興地域整備計画変更の件についてご説明します。

5月31日(木)締切の時点で、農用地区域の変更明細(他の土地利用目的をもつての除外)のとおり1件1筆の農用地区域除外の申し出がありました。

第1番 土地の表示 大字上田 畑 1筆 面積335㎡ 利用目的 分家住宅敷地
利用予定者_____氏・_____氏

詳細は議案書のとおりです。以上です。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る6月15日の調査委員会において調査済ですので、農用地区域の変更明細(他の土地利用目的をもつての除外)第1番について、8番 大橋好一 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○8番 大橋好一 委員

議案第4号 壬生町農業振興地域整備計画変更の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、6月15日(金)に私と梁島源智会長、早乙女誠職務代理、大橋幸子委員、中川久枝委員、若林俊彦事務局長、堀靖久主幹、農政課 人見恭司主幹、東川仁美主査の9名で調査いたしました。

農用地区域の変更明細(他の土地利用目的をもつての除外)第1番について、ご報告いたします。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、分家住宅敷地を目的とした除外の申し出であり、農振法第13条第2項の規定にある農振除外要件を満たしているものと思われるので、調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号の農用地区域の変更明細(他の土地利用目的をもつての除外)第1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号の農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）第1番については、原案のとおり除外「適」回答として、町に意見を送付します。

○議長 次に、日程第6の議案第5号「新規就農の申請の件について」を議題といたします。事務局より一括議案の説明及び6月13日に開催いたしました新規就農認定審査会での審議状況について説明願います。

○事務局（堀主幹兼農地調整係長）

議案第5号 新規就農の申請の件についてご説明します。

6月5日（火）締切の時点で、新規就農の申請が3件ありました。

第1項案件 申請人 ㈱_____ 代表取締役_____氏

申請理由は、かんぴょう生産農家の高齢化・後継者不足により、作付面積・生産量が減少しているなかんぴょうの生産振興を図ることにより壬生町の活性化に繋がりたい。

壬生甲・福和田・羽生田地内の農地を賃貸借により取得し、かんぴょうを作付、冬場は収入源としてニラ栽培をすることで、新規就農を希望しています。

次に第2項案件 申請人_____氏

申請理由は、祖父母が農家であり、農業は幼少時から身近なものであり化学肥料や農薬を使わない健康に配慮した野菜を生産したいということから農業を目指しました。また農業は地域の伝統・文化に深く関係していることから農業を通じて地域の活性化に寄与したい。

壬生乙・表町地内の農地を主に賃借権設定により取得し、化学肥料・農薬を使わない多品目野菜を作付けすることで、新規就農を希望しています。

次に第3項案件 申請人_____氏

申請理由は、友人の手伝いで苺栽培に携わる中で、苺作りの魅力にひかれ就農を目指しました。また、壬生町農業の基幹産業である苺作りを通し地域の活性化に寄与したい。

上稲葉地内の農地を賃借権により取得し、苺を作付することで、新規就農を希望しています。

新規就農認定審査会の結果等については、議案書のとおりです。

以上、認定してよろしいかご審議の程よろしく願います。

○議長 ただいま事務局より説明がありましたが、第1項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 4番 篠原正明 委員

○4番 篠原正明 委員

販路はどこか決まっているのですか。

○事務局（堀主幹兼農地調整係長）

かんぴょうはかんぴょう問屋に、ニラはJ Aニラ部会に加入して農協に出荷します。

○議長 2番 刀川正己 委員

○2番 刀川正己 委員

農地の賃貸借は農地法3条で申請するのですか。何年の設定ですか。

○事務局（堀主幹兼農地調整係長）

農地法3条で申請します。賃借権の設定は15年です。

○議長 8番 大橋好一 委員

○8番 大橋好一 委員
役員は何人で誰ですか。構成員は何人ですか。

○事務局（堀主幹兼農地調整係長）
役員は2名で、_____氏と_____氏です。構成員は3名です。

○議長 他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第5号第1項について、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第5号第1項については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長 続いて第2項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 8番 大橋好一 委員

○8番 大橋好一 委員
祖父は誰ですか。農業経験はどこで経験したのですか。機械はどうするのですか。

○事務局（堀主幹兼農地調整係長）
祖父は_____氏です。_____で2年間研修しました。機械は実家のものを使う予定です。

○議長 他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第5号第2項について、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第5号第2項については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長 続いて第3項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第5号第3項について、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第5号第3項については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長 次に、日程第7の議案第6号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。
それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画

の件について、事務局より説明をいたさせます。

○事務局（堀主幹兼農地調整係長）

議案第7号 壬生町農用地利用集積計画の件につきまして、議案書の利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。

新規の賃借権分については、3件、12筆、面積合計22,444.00㎡

新規の解除条件付賃借権分については、3件、6筆、面積合計4,761.00㎡

再設定の賃借権分については、2件、5筆、面積合計5,623.00㎡

所有権の移転分については、5件、11筆、面積合計12,642.00㎡

以上各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第7号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第6号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、報告事項に入ります。

日程第8の報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の17ページの4件がございました。内容については、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、まず、第1項の件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 8番 大橋好一 委員

第1項案件について、去る5月28日に、私と戸崎浅一推進委員で現地調査をしてまいりました。

願い出のとおり、平成6年頃から宅地となっていることを確認いたしましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第1項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

- 議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。
- 議長 続いて、第2項の件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。
- 議長 5番 大橋幸子 委員
第2項案件について、去る5月15日に、私と大橋公一推進委員で現地調査をしてまいりました。
願い出のとおり、昭和53年頃から宅地となっていることを確認いたしましたので、ご報告いたします。
- 議長 ありがとうございます。ただいまの第2項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- (質問意見なし)
- 議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。
- 議長 続いて、第3項の件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。
- 議長 7番 大久保幸雄 委員
第3項案件について、去る5月28日に、私と中川義人推進委員で現地調査をしてまいりました。
願い出のとおり、平成6年から宅地となっていることを確認いたしましたので、ご報告いたします。
- 議長 ありがとうございます。ただいまの第3項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- (質問意見なし)
- 議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第3項を終わります。
- 議長 続いて、第4項の件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。
- 議長 6番 清水利通 委員
第4項案件について、去る5月31日に、私と細井秀男推進委員で現地調査をしてまいりました。
願い出のとおり、昭和52年から宅地となっていることを確認いたしましたので、ご報告いたします。
- 議長 ありがとうございます。ただいまの第4項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- (質問意見なし)
- 議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第4項を終わります。

○議長 次に、日程第9の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の18～19ページの9件がございました。内容については、記載のとおりいずれも相続及び遺贈による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第10の報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の20ページの2件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。事務局より「その他」について説明をお願いいたします。

○事務局（岡局長補佐兼庶務係長）

- 1 平成31年度農林水産関係税制改正要望の提出について
- 2 平成31年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望の提出について
- 3 地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業農業集落排水旭町・星の宮地区の実施についての事前協議について

○議長 ただ今説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡願います。

○議長 次に、その他の事務連絡について、事務局より説明願います。

【事務局・・・事務連絡】

- 1 平成30年度第1回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について
- 2 平成30年度市町村農業委員等の公務災害補償制度の加入申し込みについて
- 3 町生涯学習課からのアンケート調査について

4 のうねん5月号について

5 その他

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成30年度第12回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時39分閉会】

議事録署名委員

議 長 _____

3 番 _____

4 番 _____